

## 「子ども・子育て新システム関連法（新システム）」に関する意見書

貧困と格差の広がりによって国民の生活は困難を極めています。東日本大震災、福島原発事故の復旧もすすんでおらず、子どもたちは命と安全を脅かされ、大きな負担を強いられています。保育所の待機児童問題も深刻であり、認可保育所に入りたいという保護者の切実なねがいはかなえられません。しかし政府は、こうした喫緊の問題の解決を図ろうとせず、子どもを増税の言い訳にして、多くの国民が反対している、子ども・子育て関連法（新システム）など社会保障・税一体改革関連法の採択を強行しました。

新システムは、すべての子どもの権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量を認定し、保護者に対して直接補助（個人給付）をするものです。公的保育制度は解体されて保育の供給は市場に委ねられ、保育に格差が持ち込まれて子どもの成長・発達の権利が侵害されることが懸念されています。

さらに新システムでは、保育と幼児教育がことさら区別されています。保育は乳幼児の成長と発達を継続的に保障するものではなく、時間預かりの託児のように扱われています。これまでの保育実践の到達が無視され、保育が歪められているのです。

憲法 25 条、児童福祉法 2 条、24 条などに基づき、国と自治体の公的責任、ナショナルミニマムの遵守、公費による財源保障を基本とする現行保育制度は、子どもにかかわるすべての制度の基本といえます。子どもの成長・発達を保障するためには、この制度の基本を堅持し、拡充していくことが必要です。

よって、国会及び政府が、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国の責任において、保育の質が確保され、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実状を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとにより充実した保育制度となるために「子ども・子育て関連法」の実施をしないように以下の事項について強く要望します。

1. 子どもの保育に格差を持ち込む「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 19 日

内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
文部科学大臣	様
総務大臣	様
少子化対策担当大臣	様
国家戦略担当大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 小林 俊之